

開浄水場休止差止請求訴訟 会計報告 2010.3末

新年度にあたり、裁判開始以来これまでのカンパ(収入)と裁判費用等(支出)をご報告致します。

(1)2007年(平成19)1月～2009年(平成21)7月末まで (「水道問題ニュースNo3 09.8.5」で報告しています。)

収入説明		収入	支出	差引	支出説明
	2007年1月		500,000		着手金 開自治連合会が負担
第1次カンパ	07.12月	807,000	624,525		仮処分費用@2000*312人+525(振込手数料)
第2次カンパ	08.5月	1,031,000	33,525		高裁抗告@3000*11人+525(振込手数料)
個人カンパ	08.1～09.7	111,500	143,525		本訴@13000*11人+525(振込手数料)
銀行利息	09.7まで	1,089	562,050		弁護士2人費用および事務費+1050(振込手数料)
			1,363,625		裁判費用合計(着手金50万円含まず)
			95,550		地方紙2紙への意見広告+1050(振込手数料)
			0		補助参加人申請料個人負担@500*419人
2009年7月末まで計		1,950,589	1,459,175	491,414	

(2)2009年8月～2010年3月末まで

収入説明		収入	支出	差引	支出説明
個人カンパ	09.8～10.3	26,274	40,000		本訴証人(意見陳述人)交通費及び謝礼
			10,315		判決報告会一弁護士会館使用料10000円+315円
銀行利息	10.3まで	206	211,215		抗告一高裁印紙代及び郵便代等
					19500*10人+@9750*1人+5940円+525(振込手数料)
			1,680		事務費
		26,480	263,210	-236,730	

(1)+(2) 2007年1月～2010年3月末まで合計

	収入	支出	差引	説明
収入・支出合計	1,977,069	1,722,385	254,684	控訴審をたたかうためには、資金が不足しています。 積立金やカンパについて、今後ご相談致します。

(3) ポンプ交換費用カンパについて

2009年(平成21)8月、裁判長の提案に基づき、三自治会でカンパを実施、250万円を宇治市に寄付致しました。市水道部はポンプ交換を実施せず、京都地方法務局宇治支局に全額供託(09.12.4付け)したと、自治会に連絡がありました。

